

質 問 書

平成 30 年 9 月 5 日

東御市海野宿滞在型交流施設の指定管理者募集要項等について、下記のとおり質問事項が提出されましたので、回答します。

資料名称 ページ・項目	質問事項	回 答
<p>・基本方針 2 ページ 条例に定める 運営概要</p>	<p>①利用時間の午後 9 時までの設定理由と休館日を設けない理由、考え方について教えていただきたい。</p>	<p>条例上の利用時間については、海野宿滞在型交流施設の 3 部門（宿泊・飲食・休憩）を最大限に運営した場合に考え得る時間の設定となります。また、休館日についても同様です。</p> <p>実際の運営上の利用時間及び休館日については、指定管理者が事業計画のなかで提案し、市が承認することで、運営形態に沿った利用時間の設定や定休日を設けた事業の実施が可能となります。</p>
<p>11 ページ 収支の状況</p>	<p>②総支出のその他の運営費の内訳は教えていただけますか。</p>	<p>募集要項 P 6 に記載のあるとおり、資料の閲覧が可能です。</p> <p>希望する場合は、東御市産業経済部商工観光課観光係へお問合せください。</p>
<p>・業務仕様書 4 ページ 従業員の配置 基準と雇用</p>	<p>①配置することが必ず必要な資格について教えていただきたい（防火管理者、衛生管理者、調理師等がいればよいのか）。</p>	<p>海野宿滞在型交流施設は「防火対象物」にあたりますので、指定管理者が防火管理者を選任し管轄の消防署へ届出る等の対応が必要です。また、食品衛生管理者についても、飲食店営業許可取得の際に選任が必要になってきます。</p> <p>一方で、例えば、調理師の資格がない者でも、能力があると判断する場合はスタッフとなり得る場合も想定されます。</p> <p>関係法令に則ったうえで、どのような資格・能力を持つ従業員を配置するかについては、指定管理者で決定いただく事項となります。</p>
<p>・募集要項 4 ページ 管理に関する 経費</p>	<p>「納付金」「収益還元金」について、これまではどのような状況だったのか。基準などはあるのか。</p>	<p>これまでの指定管理者のもとでは、 「納付金として、事業によって得た売上の 1 % に相当する金額」 「収益還元金として、事業によって得た利益の 3 % に相当する金額」 を市へ納入する旨を年度協定書で定めていました。また、納入については、基本協定書に「当該年度終了後 60 日以内に市へ納入する」と規定していました。</p> <p>また、内容については、指定管理者からの提案を採用したものです。年度協定の締結時に指定管理者と市で協議のうえ決定する事項となります。</p>